

【配偶者控除及び配偶者特別控除の改正】

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の額を一律10万円引き上げる改正により、配偶者控除、配偶者特別控除制度について下記の部分が改正となります。令和2年以降の所得が対象であり、令和3年度に課税する町県民税から適用されます。(所得税は令和2年分から適用)

《改正内容》

1. 同一生計配偶者の合計所得金額要件の引き上げ

合計所得金額38万円から、合計所得金額48万円に引き上げられます。

2. 配偶者特別控除における配偶者の合計所得金額の範囲の改正

合計所得金額38万円超123万円以下から合計所得金額48万円超133万円以下に改正されます。配偶者特別控除額の算定基礎になる配偶者の合計所得額の区分が、それぞれ10万円引き上げられます。

3. 配偶者に係る扶養親族の人数について

扶養される配偶者給与収入が103万円(合計所得金額48万円:改正前38万円)を超えた場合は扶養の人数に含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障害者であっても障害者控除の対象にならないので注意が必要です。逆に、納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円(改正前:38万円)以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれ障害者控除が適用されます。(納税義務者の合計所得金額に関わらず)

※ 基礎控除の引き上げ及びてい減・消失

合計所得金額	個人住民税 基礎控除額	所得税 基礎控除額
2,400万円以下	43万円(改正前33万円)	48万円(改正前38万円)
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円
2,500万円超	適用なし	適用なし

○配偶者である妻(夫)の給与年収と個人住民税(基礎控除のみ)

配偶者(妻又は夫)の給与年収	配偶者本人に税金がかかるかどうか		納税義務者(扶養する人)の所得から控除対象になるかどうか	
	所得税	町県民税	配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	×非課税	×非課税	○対象	×対象外
93万円超 100万円以下	×非課税	○均等割課税 ×所得割非課税	○対象	×対象外
100万円超 103万以下	×非課税	○均等割課税 ○所得割課税	○対象	×対象外
103万円超 155万以下	○課税	○均等割課税 ○所得割課税	×対象外	○対象
155万円超 201万6千円未満	○課税	○均等割課税 ○所得割課税	×対象外	○対象 (段階的に減少)
201万6千円以上	○課税	○均等割課税 ○所得割課税	×対象外	×対象外

● [いくら税金がかかるか] 基礎控除のみ

パート・バイト の給与年収	本人に税金がいくらかかるか		
	所得税	町県民税	合計
93万円以下	0円	0円	0円
93万円超100万円以下	0円	5,700円	5,700円
103万円	0円	8,200円	8,200円
105万円	1,000円	10,200円	11,200円
110万円	3,500円	15,200円	18,700円
120万円	8,600円	25,200円	33,800円
130万円	13,700円	35,200円	48,900円
140万円	18,800円	45,200円	64,000円
150万円	23,900円	55,200円	79,100円
180万円	35,700円	78,200円	113,900円
2,015,999円	43,200円	92,900円	136,100円

- ※ 扶養控除や生命保険料控除等の各種所得控除がある場合は、税額が変わります。
- ※ 今回の改正は税法上の改正です。社会保険（健康保険 厚生年金等）の扶養家族の認定基準、扶養手当（家族手当）の支払基準等については、被保険者の勤務先に確認してください。
- ※ 年の途中で勤務先が変わった場合は、前の勤務先から給与の源泉徴収票をもらい、現在の勤務先に提出して年末調整を行ってください。
- ※ 平成20年度から令和9年度（2027）年度までの間、森林整備のため「とちぎの元気な森づくり県民税」として県民税均等割額に毎年700円が加算されます。
- ※ 平成26年度から令和5年度（2023）年度までの間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、個人町県民税均等割額に毎年1,000円が加算されます。

◎ 120万円の給与収入（基礎控除のみ）の場合 所得税8,600円 住民税25,200円

・所得税

$$120\text{万円} - \text{給与所得控除 } 55\text{万円} - \text{基礎控除 } 48\text{万円} = 170,000\text{円}$$

$$170,000\text{円} \times \text{所得税率 } 5\% = 8,500\text{円}$$

$$8,500\text{円} \times \text{復興所得税率 } 2.1\% = 178\text{円}$$

$$8,500\text{円} + 178\text{円} = 8,678\text{円}$$

100円未満切り捨て **8,600円**

・住民税

$$\text{所得割 } (120\text{万円} - \text{給与所得控除 } 55\text{万円} - \text{基礎控除 } 43\text{万円}) \times 10\% - \text{調整控除 } 2,500\text{円} = 19,500\text{円}$$

$$\text{均等割 } \text{町分 } 3,500\text{円} + \text{県分 } 2,200\text{円} = 5,700\text{円}$$

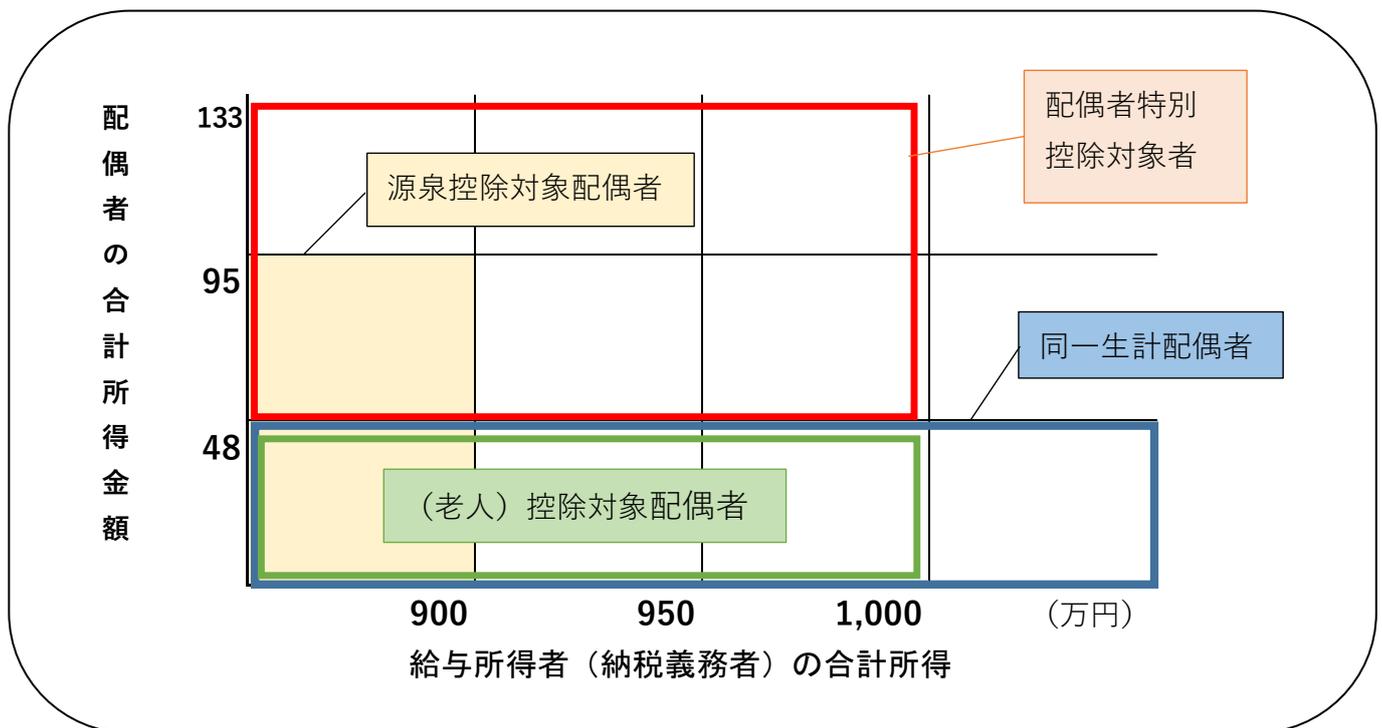
$$\text{所得割 } 19,500\text{円} + \text{均等割 } 5,700\text{円} = \text{25,200円}$$

用語の説明

「同一生計配偶者」…納税義務者と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で、合計所得金額が48万円以下の人（納税義務者の合計所得金額にかかわらず）

「控除対象配偶者」…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下（給与収入1,195万円以下）である納税義務者の配偶者

「源泉控除対象配偶者」…合計所得金額が900万円以下（給与収入1,095万円以下）である納税義務者と生計を同一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下（給与収入150万円以下）の人



「合計所得金額」…次の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額

- ① 事業所得、不動産所得、総合課税の利子所得、配当所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額
- ③ 申告分離課税がある場合には、それらの所得金額（分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得については収用法等の特別控除前の金額）の合計額

※以下の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額

- ・純損失や雑損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

「障がい者控除」…本人及び合計所得金額が48万円以下の生計を一にする同一生計配偶者や養親族が、障がい者や特別障がい者である場合の控除